

## 道営住宅（美幌町）の指定管理者の候補者の選定について

1 公の施設の概要	名称	道営住宅（美幌町）		所管課（室）
	所在地	美幌町		建設部住宅局住宅課（住宅管理係）
	設置目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸する。		直通：011-204-5583
				代表：011-231-4111（内線29-535）
2 公募概要				
	申請期間	令和3年（2021年）10月13日（水）～令和3年（2021年）12月1日（水）		
	申請条件			
	指定期間（予定）	令和4年（2022年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日		
	業務の範囲	(1)北海道道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号。以下「条例」という。）第4条に規定する入居者の公募に関すること。 (2)条例第9条に規定する入居者の選考に関すること。 (3)条例第11条第1項第1号に規定する入居請書の徴取に関すること。 (4)条例第12条第1項に規定する同居の承認又は第13条第1項に規定する入居の承継承認に係る事務処理手続に関すること。 (5)条例第14条第1項又は同条第2項の規定による収入の申告の徴取に関すること。 (6)条例第17条第1項の家賃、第18条第1項の敷金及び第28条の3第2項並びに第60条において読み替えて準用する第17条第1項の駐車場の使用料の徴取に関すること。 (7)条例第22条第2項ただし書に規定する住宅以外の用途に併用する場合の承認又は同条第3項ただし書に規定する模様替え又は増築の承認に係る事務処理手続に関すること。 (8)道営住宅等の維持管理に関すること。 (9)前各号に掲げるもののほか、道営住宅等の管理運営上指定管理者が行うことが適当であるものとして知事が別に定める業務。		
	利用料金制度	該当なし		
	負担金限度額	33,100,000円		
	審査基準等	別紙1「道営住宅等の指定管理者候補者選定基準」		
3 申請結果				
		申請者数1団体（企業1）		
4 選定委員会				
	名称	道営住宅指定管理者候補者選定委員会（事務局：建設部住宅局住宅課）		
	設置根拠	別紙2「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」のとおり		
	委員	区分	氏名	所属
		委員長	岡田 直人	北星学園大学社会福祉学部 教授
		副委員長	片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
		委員	遠藤 謙一良	日本建築家協会北海道支部 顧問
		委員	八木 由起子	「北海道生活」 編集長
		委員	中井 悦子	江別消費者協会 会長
	開催状況	区分	開催日時・場所	議事
		第1回	令和3年（2021年）6月1日（火） 北海道第2水産ビル 会議室	公募要項、選定基準等に関する審議
		第2回	令和3年（2021年）8月3日（火） 北海道第2水産ビル 会議室	公募要項、選定基準等に関する審議
		第3回	令和3年（2021年）9月3日（金） 書面開催	公募要項、選定基準等に関する審議
		第4回	令和3年（2021年）12月18日（土） アスティ45 16階 研修室	申請団体へのヒアリング
		第5回	令和3年（2021年）12月24日（金） アスティ45 16階 研修室	候補者の選定
	審査の経過	第1回～第3回の委員会において、公募要項、選定基準等に関する審議を行った。 令和3年（2021年）10月13日から公募を行ったところ、1団体から申請があり、事務局において申請資格（形式的要件）等に係る事前審査を行った。 令和3年（2021年）12月18日開催の選定委員会において、各委員が申請者からヒアリングをした上で、審査項目の審査を実施し、候補者選定基準に基づく採点を行った。 令和3年（2021年）12月24日、その集計結果に基づき、審議を行った結果、指定管理者の候補者として認められ、同日、審査の経過及び結果について道に報告した。		
	採点結果	別添「道営住宅指定管理者候補者選定委員会審査結果」のとおり		
	審査の結果	指定管理者の候補者 （有）藤原工産 代表取締役 藤原 孝一		
	選定理由	（有）藤原工産は、定性的事項の審査項目において、提案内容の具体性や実効性で一定の評価を得たことから、指定管理者の候補者として、選定されました。		
	選定委員の主な意見（又は総称）	（有）藤原工産の提案内容に関しては、業務計画書及び業務収支計画書の内容について、すべての審査項目で、「道営住宅等の管理に関する目標及び要求水準書」に規定する水準を満たしている。		

※道では、選定委員会から報告された上記の審査結果に基づき、（有）藤原工産を指定管理者の候補者として、令和4年第1回定例道議会に指定管理者の指定について、議案を提出することとしています。